

第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化、海域利用の多様化、海上交通の複雑化や頻発化・激甚化する自然災害等を踏まえ、船舶の安全かつ円滑な航行、港湾・漁港における安全性を確保するため、航路、港湾、漁港、航路標識等の整備等を推進するとともに、海図、水路誌、海潮流データ等の安全に関する情報の充実及び情報通信技術（ICT）を活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節で記載した自然現象に関する施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用でき

るよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

高齢者、障害者等全ての利用者が安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう配慮した旅客船ターミナルの施設の整備を推進する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際港湾施設の保安措置が的確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設の出入管理の高度化等を進め、港湾における保安対策を強化する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 ふくそう海域等の安全性の確保
- 3 海上交通に関する情報提供の充実
- 4 高齢者、障害者等に対応した旅客船ターミナルの整備

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには、海事関係者のみならず、海を利用する国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、事故の分析と傾向に基づき、船舶の種類や地域の特性に応じた海難防止講習会、訪船指導、「海の事

故ゼロキャンペーン」等を通じて、海難防止思想の普及に努める。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 外国船舶に対する情報提供等

第3節 船舶の安全な運航の確保

船舶の安全な運航を確保するため、以下の取組を推進する。

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受け、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を着実に進め、その進捗に応じフォローアップも行っていく。また、海上運送法等の一部を改正する法律や関係政省令の施行を踏まえ、事業者の安全管理体制の強化や船員の資質の向上等に取り組む、旅客船の安全・安心対策に万全を期していく。

運航労務監理官による監査等の積極的な実施を

通じて、安全管理体制や船員の過労の防止に係る措置状況の確認を徹底し、事業者に対する監視を強化するとともに、事故発生時の再発防止策の徹底及び年末年始の輸送の安全総点検での指導等に取り組む。

近年、ダイビング船による海難事故が相次いで発生していることを踏まえ、ダイビング船の安全対策を検討する。

事業者が社内一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安

全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

船舶運航上のヒューマンエラーを防止するため、AISの搭載促進、船舶への訪船指導やインターネットを活用した情報提供に取り組む。

船員、水先人への免許付与・更新、船員教育機関における教育を適切に実施する。

令和5年度から9年度までを計画期間とする第12次船員災害防止基本計画に基づき、同計画を実施するための2025年度船員災害防止実施計画を踏まえ、特に漁船の死傷災害対策等、船員災害の減少に向けた取組を推進する。

我が国に寄港する外国船舶の乗組員の資格要件等に関する監督を推進する。

船舶運航事業者における津波避難マニュアルの

活用等により、大規模津波発生時における船舶の津波防災対策の推進を図る。

内航を始めとする船舶への新技術の導入促進による労働環境改善・生産性向上、ひいてはそれによる安全性向上を図る。

- 1 旅客船の総合的な安全・安心対策
- 2 船舶の運航管理等の充実
- 3 ヒューマンエラーの防止
- 4 船員の資質の確保
- 5 船員災害防止対策の推進
- 6 水先制度による安全の確保
- 7 外国船舶の監督の推進
- 8 旅客及び船舶の津波避難態勢の改善
- 9 新技術の導入促進

第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図る。

我が国に入港する外国船舶に対し、1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)等に基づく船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。

バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化について、旅客船事業者が円滑に対応できるよう、ユニバーサルデザインの観点を考慮したガイドライン等を周知する。

自動運航船の導入により船舶の安全性を向上させるため、令和6年6月に設置された「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進め

るとともに、船舶の自動運航技術の進展に対応した国際ルールの方針を主導することにより、自動運航船の12年頃までの本格的な商用運航の実現を目指す。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水素・アンモニア等を燃料とするゼロエミッション船等の開発が進められているところ、これらの実用化に向けた国際的な安全基準等の策定を主導し、我が国の技術的な知見の蓄積がこれらの検討に活用されるよう努める。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

第5節 小型船舶の安全対策の充実

漁船、プレジャーボート等の小型船舶による海難が全体の約8割を占めるとともに、その原因の多くがヒューマンエラーであることから、小型船舶操縦者、漁業関係者が自ら安全意識を高めるための取組等を関係機関、民間団体等が連携して推進する。

特に、ヒューマンエラーを防止するため、海難防止講習会、訪船指導等を通じて小型船舶操縦者の安全意識向上を図る。また、小型船舶操縦者の遵守事項等(発航前検査、見張りの実施等)の周知・啓発を推進し、違反者への是正指導を強化する。

令和6年4月に施行された遊漁船業の適正化に

第2部 海上交通の安全についての施策

関する法律の一部を改正する法律について、都道府県、遊漁船業者、関係団体等への周知・啓発に努め、遊漁船業における安全性の向上を図る。

また、平成30年2月1日から原則として全ての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用が義務化されたことについて、リーフレットの配布、インターネットの活用など様々な方法で周知を図るとともにプレジャーボートユーザーに対する定期的な点検整備の推奨、適切なタイミングでの機関整備の啓発を実施する。

なお、全国の川下り船事業者に対し、救命胴衣の着用徹底等を始め、「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づく措置について、安全確認を実

施する。

その他、ボートパーク整備による係留・保管能力の向上等の対策により、放置艇削減を推進することで、安全対策を行う。

- 1 ヒューマンエラーによる船舶事故の防止
- 2 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発
- 3 ライフジャケット着用率の向上
- 4 河川等における事故防止対策の推進
- 5 プレジャーボートの安全対策の推進
- 6 漁船等の安全対策の推進
- 7 放置艇削減による安全対策の推進

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通の法秩序を維持するため、港内や主要狭水道等船舶交通がふくそうする海域の監視体制の強化及び無資格運航や区域外航行のような海難の発生に結び付くおそれのある事案の指導・取締りを実施する。

また、海上保安庁において、年末年始など海上輸送やマリレジャースポーツが活発化する時期

には、窃盗等の犯罪が発生するおそれがあるほか、テロの対象となる危険性や船内における事故発生の可能性が高くなることから、犯罪・テロ防止の観点から、必要に応じ旅客ターミナル等における警戒を実施するとともに、不審事象を認めた場合や犯罪・事故等が発生した場合には、直ちに海上保安庁に通報するよう指導を徹底する。

第7節 救助・救急活動の充実

海難による死者・行方不明者を減少させるためには、海難情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、搜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、機動性の高い搜索救助能力や救急救命士等による高度な救急救命能力等救助・救急活動の充実・強化を図るととも

に、関係省庁及び民間救助組織と連携した救助・救急活動を実施する。

- 1 海難情報の早期入手体制の強化・関係省庁等への適時の情報共有
- 2 迅速的確な救助勢力の体制充実・強化

第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、保険契約締結等、被害者保護のための賠償責任保険制度の充実に引き続き取り組む。

また、国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業

者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第9節 船舶事故等の原因究明と事故等防止

引き続き、運輸安全委員会は、独立性の高い専門の調査機関として、船舶の事故及びインシデントの調査により原因を究明し、国土交通大臣等に再発防止及び被害の軽減に向けた施策等の実施を求めていく。

調査においては、ドローン、3Dスキャン装置、CTスキャン装置等を活用し、より多様な事故対象物品に対して高精度なデータを取得するなど、新たな調査手法の導入により科学的かつ客観的な解析能力の強化を目指す。

第10節 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難事故原因解明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所では、安全性と環境性のバランスに配慮した合理的な構造強度の評価手法、先進的な船舶の安全性評価手法、海難事故等の再現技術、適切な再発防止策の立案に関する研究開発等に取り組む。